

第2章 第3次相模原市環境基本計画の概要

1 計画の位置づけ

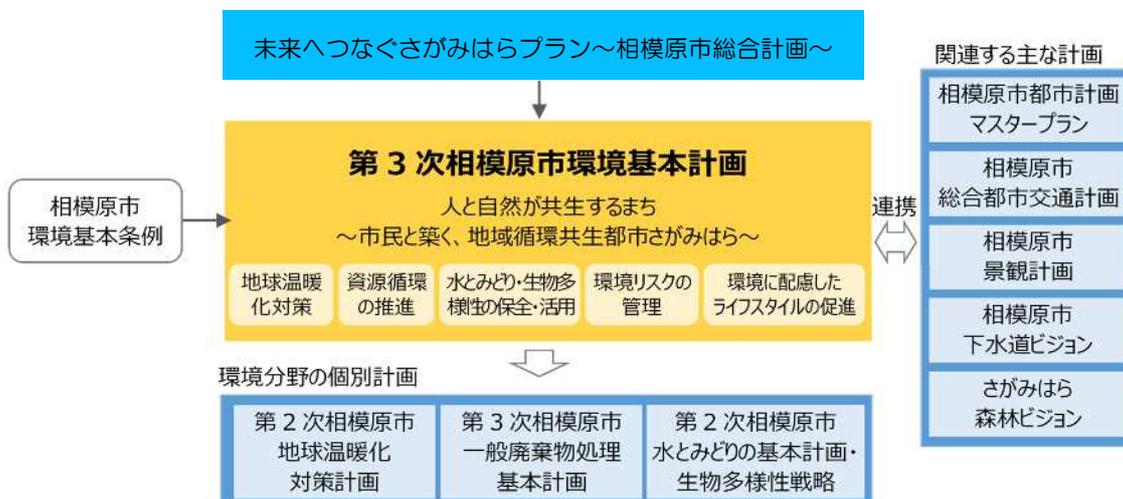
第3次相模原市環境基本計画は、相模原市環境基本条例（平成8年相模原市条例第26号）第3条に規定する基本理念を実現するために、同条例第8条の規定に基づき令和2(2020)年3月に策定したものです。

相模原市環境基本条例（第3条 基本理念）

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。
- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。

第3次相模原市環境基本計画は、市の将来像や目指すまちの姿を示す「未来へつながりがみはらプラン～相模原市総合計画～（令和2(2020)年度～令和9(2027)年度）」の部門別計画であり、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する環境分野の総合計画です。地球温暖化、資源循環、自然環境、生活環境の各環境分野において、中・長期的な視点に立ち、環境の保全及び創造に関する施策に係る目標及び方針を示しています。また、環境分野の個別計画との関連性を体系的に整理し、計画の役割、位置付けを明確にしました。具体的な施策・取組については、同時期に策定された各環境分野の個別計画と合わせて推進を図ります。

第3次相模原市環境基本計画の位置づけ



出典：第3次相模原市環境基本計画（一部修正）

2 計画期間

第3次相模原市環境基本計画の対象期間は、「未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～」に合わせて令和2（2020）年度から令和9（2027）年度までの8年間としています。

3 相模原市が目指す環境像（望ましい環境像）

第3次相模原市環境基本計画では、概ね20年後の望ましい環境像として、「未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～（令和2（2020）年度～令和9（2027）年度）」の目指すまちの姿の一つである「人と自然が共生するまち」を設定し、副題として、国（環境省）の第五次環境基本計画で提唱された「地域循環共生圏」という考えと本市の自然環境と都市環境を併せ持つ地域特性が合致することを踏まえ、「～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」としました。

地域循環共生都市さがみはら

中山間地域で生産される農林産物などの資源は、都市部の市民に自然の恵み等によって自らも支えられているという「気付き」を与え、自然保護活動への参加など中山間地域を支える具体的な環境行動を促すことにもつながります。

一方、都市部において中山間地域の資源を購入・消費することにより、同地域の農林業が活性化するなど人やお金が都市部から循環されます。

このように中山間地域と都市部の地域特性を生かして、人と自然が共生する都市が地域循環共生都市さがみはらです。

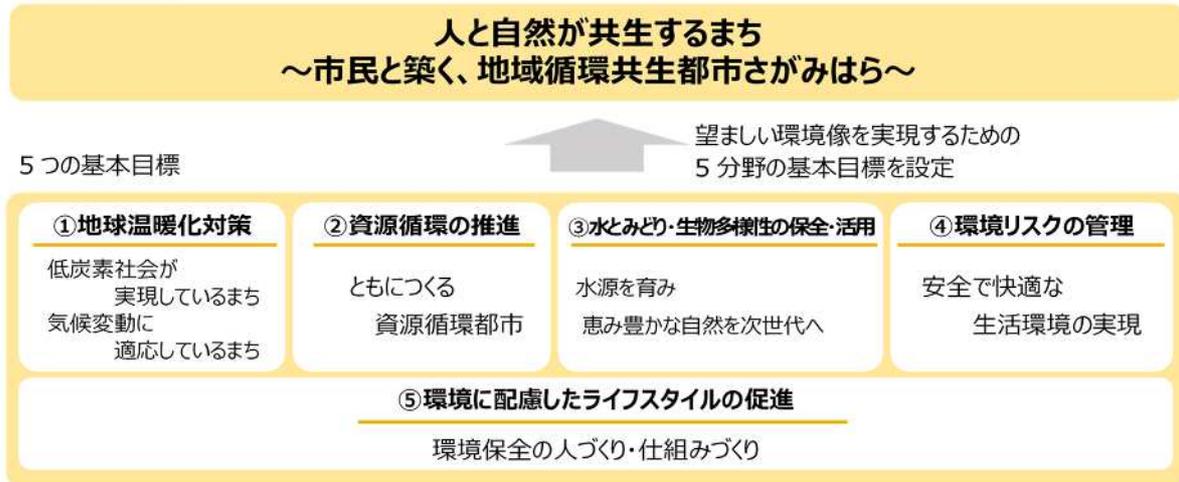


地域循環共生都市さがみはらのイメージ

4 望ましい環境像を実現するための5つの基本目標

第3次相模原市環境基本計画では、地域の特徴(都市部から中山間地域までの多様な環境)と環境、経済及び社会の3側面を踏まえ、各地域が自立・分散したコミュニティを形成しつつ、相互補完して支え合う社会の実現を目指し、5つの基本目標を設定しました。5つの基本目標は、環境分野別に「地球温暖化対策」、「資源循環の推進」、「水とみどり・生物多様性の保全・活用」、「環境リスクの管理」を設定するとともに、それらの基本目標を実現するための総合的・横断的な目標として、各分野に共通する土台・人づくり・仕組みづくりを目的とした「環境に配慮したライフスタイルの促進」を設定しました。

望ましい環境像



望ましい環境像と基本目標

出典：第3次相模原市環境基本計画

5 持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals) と施策との関連性

SDGs では、地球規模で私たちの良き将来を実現するための17のゴールを掲げています。これらのゴールは、1つを達成しようとするれば他のゴールにも影響するというように相互に関連する体系とされています。第3次相模原市環境基本計画では、環境分野と関連が深いSDGsのゴールと本計画に掲げる施策の関連性(施策推進による貢献の内容)を整理しました。

SDGsのゴールと環境基本計画の施策の関連性(基本目標ごと)

基本目標	関連するSDGsのゴール
基本目標1 地球温暖化対策	     
基本目標2 資源循環の推進	     
基本目標3 水とみどり・生物多様性の保全・活用	   
基本目標4 環境リスクの管理	    
基本目標5 環境に配慮したライフスタイルの推進	  

SDGs のゴールと環境基本計画の施策の関連性（SDGs のゴールごと）

関連する SDGs のゴール※1	施策推進による貢献の内容※2
 <p>飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化等による食品ロスの減少⁰²
 <p>すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大気、水、土壌・地下水等の環境監視の継続的な実施⁰⁴
 <p>質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境行動の推進、人材育成等による環境教育の推進⁰⁵
 <p>安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水と衛生に関わる分野の管理・対策の強化⁰¹ ・自然生態系の保護・回復⁰³ ・継続的な環境監視の実施による水環境の保全⁰⁴
 <p>エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入促進によるエネルギーセキュリティの強化⁰¹ ・清掃工場における発電や資源の有効活用⁰²
 <p>産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素ライフスタイルへの転換等による産業基盤育成⁰¹ ・ごみ資源の利用効率の向上⁰²
 <p>住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の移動手段の確保やまちの低炭素化に向けた公共交通機関のシステム整備による低炭素まちづくりの推進⁰¹ ・ごみ資源の適正処理及び資源循環型社会の推進⁰² ・公園整備や水辺環境等の保全⁰³ ・大気環境や水環境等の生活環境の保全⁰⁴
 <p>つくる責任 使う責任 持続可能な消費生産形態を確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化やリユース・リサイクルによる資源の有効利用の促進⁰² ・事業者による化学物質の適正な使用、管理の促進⁰⁴ ・幅広い場における環境教育や人材育成、グリーン購入等の推進による環境に配慮したライフスタイルの促進⁰⁵
 <p>気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネの推進による化石燃料消費量の削減を通じた気候変動影響の緩和⁰¹ ・緑地の保水機能の維持による集中豪雨等の気候変動影響への適応⁰³
 <p>海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ（プラスチックごみ等）の減量化やごみの不法投棄の撲滅による海洋汚染の防止⁰²
 <p>陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスを吸収する民有林等の森林整備推進による健全な森林の保全と育成⁰¹ ・生物の保護と適正管理等による生物多様性の保全⁰³ ・陸域生態系と内陸淡水生態系等の保全⁰⁴
 <p>パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化し、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協働取組の在り方の検討、環境教育の推進等によるパートナーシップの構築促進⁰⁵

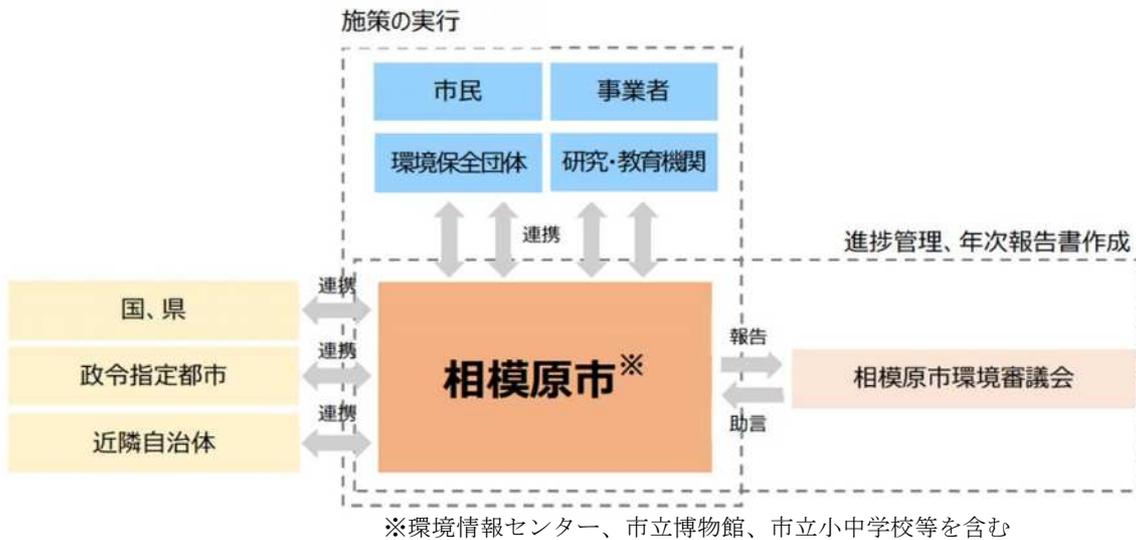
※1）各説明文は外務省の和訳を引用しており、第3次相模原市環境基本計画策定時の表記とは異なります。

※2）直接的な貢献が期待される基本目標 01:地球温暖化対策、02:資源循環の推進、03:水とみどり・生物多様性の保全・活用、04:環境リスクの管理、05:環境に配慮したライフスタイルの促進

6 計画の推進体制、進行管理

環境施策を総合的に推進していくためには、市民・事業者・環境保全団体等といった多様な主体と連携を深めていくことが重要です。

【環境基本計画の推進体制】



出典：第3次相模原市環境基本計画

計画の進行管理においては、目標の達成状況や事業の実施状況等を的確に把握・評価し、その結果により明らかになった課題を速やかに事業展開に反映するための仕組み（PDCA サイクル）を進めます。



出典：第3次相模原市環境基本計画

7 計画の改定について

第3次相模原市環境基本計画の対象期間は、「相模原市総合計画」に合わせ、令和2（2020）年度から令和9（2027）年度の8年間としていますが、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況に柔軟かつ適切に対応するため、4年が経過した時点を目途に評価・検証を行い、必要に応じて計画の変更を行うこととしていました。

こうしたことから、計画策定時からの社会情勢の変化や「基本目標の達成の目安となる指標」の進捗状況、市民や事業者に対するアンケート調査結果を踏まえて計画の見直しを行い、令和6（2024）年3月に本計画の改定を行いました。

また、見直しに当たっては、全ての指標について実績を整理し、進捗状況の評価・検証を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の社会情勢を勘案し、目標の再設定について検討しました。その結果、全14項目の指標のうち6項目については、更なる施策推進のため最終目標を再設定することとし、8項目については、計画策定時に設定した目標に向けて、引き続き、取り組むこととしました。なお、最終目標を再設定した6項目の指標における中間目標は、最終目標の達成を見据えた目安値に置き換えています。

8 相模原市環境基本計画年次報告書「さがみはらの環境」について

「さがみはらの環境」は、相模原市環境基本条例第12条の規定に基づき、相模原市環境基本計画の進行管理として、環境に関する施策の前年度における実施状況を公表するために作成するものです。相模原市環境審議会にその内容を報告し、審査・助言を受けて、施策展開に反映するとともに、公表していきます。

本書「令和5年度さがみはらの環境」に対する相模原市環境審議会の開催状況

開催日	議題
令和7(2025)年2月18日 (第2回)	・令和6年度さがみはらの環境（相模原市環境基本計画年次報告書）（令和5年度報告）（案）について

※相模原市環境審議会の審議内容については、「<資料>3 相模原市環境審議会審議経過」（p.139～）を御確認ください。